

第 27 回 柏市 農業委員会 総会 議事録

1 平成 29 年 8 月 4 日(金) 柏市 農業委員会 総会 を 柏市 農業委員会 会長 相模 農夫 男 が 招集 した。

2 場所 柏市 本庁舎別館 4 階 第 5 会議室 午後 2 時 00 分

3 出席した委員は次のとおりである。

| | | | |
|------|-----------|------|----------|
| 1 番 | 鈴木 房 夫 | 2 番 | 伊 原 清 |
| 3 番 | 秋 谷 幸 男 | 4 番 | 林 伸 司 |
| 5 番 | 欠 員 | 6 番 | 浜 島 照 雄 |
| 7 番 | 鈴木 勲 | 8 番 | 染 谷 茂 幸 |
| 10 番 | 欠 員 | 11 番 | 欠 員 |
| 12 番 | 程 田 平 | 13 番 | 渡 部 和 子 |
| 14 番 | 酒 卷 寿 雄 | 15 番 | 岡 田 英 夫 |
| 16 番 | 飯 塚 恒 男 | 17 番 | 相 模 農夫 男 |
| 18 番 | 染 谷 茂 | 19 番 | 飯 野 文 夫 |
| 20 番 | 坂 卷 洋 行 | 21 番 | 遠 藤 秀 生 |
| 22 番 | 成 嶋 君 美 | 23 番 | 金 子 守 孝 |
| 24 番 | 谷 田 貝 和 代 | 25 番 | 村 越 等 |
| 27 番 | 中 台 実 | 28 番 | 増 田 直 晴 |
| 29 番 | 秋 谷 昌 治 | | |

26 名中 24 名出席 欠員 3 名

4 欠席した委員は次のとおりである。

9 番 西 川 圭 二 26 番 山 野 辺 守

5 出席した事務局職員は次のとおりである。

局 長 高 橋 一 寛
副 参 事 寺 嶋 浩
副 主 幹 早 崎 秀 隆
副 主 幹 堀 江 潔

6 本日の会議に付議した議案は次のとおりである。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可
について

- 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する県への意見の送付について
- 議案第 4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第 5号 農用地利用集積計画の決定について
(その1～その2)
- 議案第 6号 新農業委員・農地利用最適化推進委員の定数及び報酬について

7 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理通知書の交付について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 生産緑地地区内における行為の制限の解除について
- (5) 生産緑地地区の買い取りの申出による農業従事者への斡旋について

(午後2時00分開議)

議長 それでは、ただいまより第27回農業委員会総会を開催をいたします。

本日の出席委員は、26名中24名の出席でございます。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

議長 それでは、日程1、議事録署名委員を選任をしたいと思いますが、選任方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議長 「議長一任」ということですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、指名をいたします。

中台実委員・増田直晴委員，よろしく願いをいたします。

議長 次に，日程 2，一般報告事項につきましては，お手元の配付資料のとおりでございますので，ご了承願います。

今月の担当は第 2 調査会であります。調査会の概要説明及び前回の巡回パトロールの報告について，鈴木房夫委員長，よろしく願いいたします。

鈴木（房）委員長 こんにちは。本日もよろしく願いいたします。

農地第 2 調査会は，去る 7 月 31 日，8 月 1 日，平成 29 年度第 4 回農地調査会を実施いたしました。

最初に，事務局から今回の調査事案である農地法第 3 条 1 件，5 条 4 件，5 条の計画変更 1 件，主たる従事者証明 1 件について，概要説明及び事前調査の結果報告を受けました。

その後，今回の調査案件について現地調査並びに面接調査を行いました。

次に，前回の巡回パトロールの報告ですが，29 年度 4 月から締切日や調査会，総会の日程の変更があり，平成 29 年 4 月の総会では巡回パトロールに該当する審議案件はありませんでしたので，今回の報告はありません。

以上でございます。

議長 ご苦勞さまでした。

それでは，日程 3，議事に移ります。

議案を上程いたします。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。
(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は2ページからになります。

本件は、藤ヶ谷在住の譲受人の方が自宅近くで耕作しやすいため、藤ヶ谷在住の譲渡人の方は後継者がなく将来的に作付不可能であるため、売買による所有権移転の許可申請であります。

申請地は、藤ヶ谷の畑1筆1, 507㎡で、トウモロコシを栽培する計画です。

譲受人の農業経営の実態につきましては、3人で従事し、耕作面積は57aです。

現地調査並びに面接調査を実施し、農地法第3条第2項の許可基準に基づき審査したところ、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って耕作するように伝え、その意思を確認しております。

以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

鈴木委員。

鈴木(勲)委員 これ、買い受け地の北側は梨園、果樹園だと思うんですけども、その東は畑、これは隣接農地に対して説明は行っていますでしょうか、この売買。

鈴木（房）委員長 はい、自作地についているということで、一応、今の現在ではちょっと荒れていますけれども、何とかして。

鈴木（勲）委員 特段の異論は出ていないと。

鈴木（房）委員長 出ていないです。

鈴木（勲）委員 はい、わかりました。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。

議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 ここで、次の議案に入る前に、委員の皆さんにお諮りをします。

議案第2号と第3号の中には一体の事業の案件が含まれておりますので、一括して審議を行い、議案第2号と議案第3号全ての審議後に採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見の送付について」、並びに議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に対する県への意見の送付につい

て」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

議案第2号、1番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は4ページからになります。

本件は、使用貸借による権利の設定を伴う専用住宅用地への転用の許可申請であります。

申請地は、豊四季の畑1筆330㎡です。市街化区域に近接し、10ha以上の集団的農地の区域でないことから第2種農地と判断しました。

譲受人は現在、妻と子の3人で借家に住んでいますが、手狭になってきたため祖父の土地に分家住宅を建築する計画に至ったものであります。

建築内容は、木造平屋建て、建築面積109.3㎡、駐車場は1台分です。

被害防除対策につきましては、上水は隣接の実家から井戸を引き込みます。雨水は建物の周囲に雨水浸透柵を設置、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理した後、蒸発散装置により処理します。実家のある西側は若干のり面とし、土側溝を設置、東側・南側はコンクリートブロック3段から4段とフェンスを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農業用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

村越委員。

村越委員 7ページの●●の●●というのが実家ということですか。

鈴木（房）委員長 そうです。

村越委員 ●●の●●というのが今度建てる。

鈴木（房）委員長 はい。

村越委員 この間に何か畑，残しちゃってあるんですけども，意味あるんですか，これ。

鈴木（房）委員長 現地へ行ってみますと，畑となっていますけれども，境に木を植えてあったんですよ，イキウネというか。その辺よくわかりませんが，ですから，実家側は塀ではなくて，法面でちょっとつくるといふようなことを言っていましたけれども，どういう意味か，その辺ちょっと私もわかりませんが。

村越委員 畑で残してあるということですか。

鈴木（房）委員長 見た感じ，畑ではないんですけども。

議長 現地を見ると理解できると思うんですけども，畑というよりは，生け垣があるので，近くまであれしちゃうと生け垣が枯れたりなんかするのでというようなことを何かちょっと言っていたみたいなので，特に畑で残すとかそういうあれはなかったみたいで。

鈴木（房）委員長　そうですね。

議長　だから、敷地の一部になっちゃうと思います。

村越委員　畑としては使えないですよ。

議長　ほかにご質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長　「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
次の審議に入ります。

2番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木（房）委員長　それでは、2番についてご報告いたします。

調査会資料は10ページからになります。

本件は、売買による所有権移転を伴う駐車場用地への転用許可申請であります。

申請地は、大井の畑1筆664㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は不動産業を営んでおりますが、新規事業として建設業、主に土木工事を行うため、当該申請地に重機等を置くため駐車場を整備する計画に至ったものであります。

申請地は碎石敷き5cmとしますが、東側2mセットバックし、土のままとします。バックホウ1台分、トラック3台分の駐車場のほか、廃材等を一時保管するコンテナ3台を整備する計画です。

被害防除対策につきましては、雨水は自然浸透。墓地のある東側にはRC擁壁が既にあります。北側・西側にはブロック2段から3段とネットフェンス、南側にはのり面の上にブロック1段、法面の下にバリケードを設置し、土砂等の流出を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農地転用関係事務

指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については、適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対して、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

2番について何か質問ございませんか。

(発言する者なし)

議長 ないようでしたら2番を承認いたしますけれども、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長 次の審議に入ります。

議案第2号3番と4番、議案第3号1番は一体の事業ですので、調査結果の報告を一括して鈴木房夫委員長、お願いをいたします。

鈴木(房)委員長 議案第2号3番、4番と議案第3号1番について一括してご報告いたします。

調査会資料は14ページからになります。

本件は、平成29年4月4日付で農地法第5条の許可を受けた農業用施設用地の拡張のため、計画変更の転用許可申請であります。

許可地は、藤ヶ谷新田の畑2筆1万2,624.66㎡、拡張する土地はその隣接地、藤ヶ谷新田の畑2筆1万3,020.08㎡です。拡張後の合計面積は2万5,644.74㎡です。甲種農地・第1種農地及び第3種農地の要件に該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断しました。

譲受人は、農業を活用した障害者雇用のコンサルティング事業を営む法人で、障害者法定雇用率の引き上げ決定に伴い農園参画希望の企業がふえてきたため、既に農地転用許可済みで建設中の農業用施設（仮称）第1農園の隣接地に、同様の施設（仮称）第2農園を増設する計画に至ったものであります。

許可済み地である第1農園は、普通車の駐車台数を50台から59台に変更するほか、トレーラーハウスとビニールハウス1棟の場所を交換します。

増設する第2農園には、ビニールハウス5棟のほか、トレーラーハウス7台、駐車場は普通車17台分、マイクロバス1台分を整備します。碎石敷きは10から30cm、隣接地からは50cm以上セットバックします。

被害防除対策につきましては、許可済み地である第1農園は、埋設貯留浸透槽の位置を変更しています。増設する第2農園は、雨水はビニールハウスの縦樋に浸透枒をつけ、透水管を埋設し、浸透させます。残った水は素掘り調整池により浸透処理、汚水は合併浄化槽を設置し、蒸発散装置で処理します。なお、素掘り調整池の周りにはフェンスを設置し、事故等を防止します。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査の結果を農業転用関係事務指針に基づき審査したところ、農地の区分ごとの許可基準である立地基準、資力・信用等による転用の実現性、周辺農地への影響等について審査する一般基準については適正であると認め、第2調査会としては許可相当と判断しました。

なお、譲受人に対し、申請内容に基づき、責任を持って履行するように伝えました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

議案第2号3番と4番、議案第3号1番について、何か質問ございませんか。

村越委員。

村越委員 これ，賃借権設定なんですけれども，何年契約とか。

鈴木（房）委員長 契約は20●●年までの●●年ということです。

村越委員 ハウスがそれだけもつと考えているのか，それとも途中で。パイプハウスですよ。

鈴木（房）委員長 ハウスはパイプというか，ちょっと太いんですけれども，10年ぐらいでだめかな，なんていうことを言っていましたけれども。

議長 インチ半のパイプなんだよ。

村越委員 太いやつ。

鈴木（房）委員長 ええ。

村越委員 それじゃ，もつね。途中でだめになっちゃうと，この人が大変かなと思って。

飯野委員 管理の都合上なんだろうけれども，連棟にしちゃってあるから，もし降雪量が多いとどうなるかなということもあるんだけれども。

中台委員 今度新たに申請した場所には素掘りの調整池ですか，これがありますけれども，深さはどのくらいですかね。

鈴木（房）委員長 1 m 3 0 か。

中台委員 深さ1. 3 か。

議長 うん，そんなに深くないんだよな。

中台委員 ただ、これでまた低い場所で、こんなもので十分ですかね。

議長 その手前に埋設の調整池というか、あるんですけども、この前話したときも、今、集中豪雨だとかがすごく起きているので、こういう子供たちの安全のために極力、安全対策をとってくださいというようなことでは言ったんですけども。

中台委員 だけど、これ、低いところで掘っていて、まだ水なんか湧いてこないんですか。

議長 どうだかね。

中台委員 あれだけの面積で、周りが高かったりするから、多少掘れば、自然にたまってきちゃう……

議長 そこへたまっちゃうと思うよな。

ほかに何か質問ございませんか。

鈴木委員。

鈴木（勲）委員 参考までなんですが、面積も8連棟が4棟、1つが1,500㎡強で6,000㎡強、第1と第2を合わせると1万二、三千㎡で、費用も両方合わせて●●、かなりで、これでどのぐらいの障害者を雇用というか、ここに、そういった数字は出ていますか。

議長 それは出ています。委員長。

鈴木（房）委員長 前回の1回目のときに●●名受け入れて、その倍だそうですから、●●名弱ですよな。

鈴木（勲）委員 これだけの規模で●●人というのは、何かちょっと少ないような。

鈴木（房）委員長 そうですよな。

鈴木（勲）委員 ちなみに、局長、柏市役所はどうなんですかね、達成しているんですかね、2. 何%。

事務局 柏市の動向まではちょっと押さえておりませんが、実際のこの企業自体の考え方が、一般企業で働けない身障者の方を、この施設で働いてお給料をあげるという、みんなが良好な関係になるという感覚みたいなんですけれども、一番この考え方ですばらしいというか、考えてあるなというのは、普通の企業に勤めますと、企業自体の規範に沿って事務を行うわけですが、その規範が意外と厳しいものですから、いわゆる行動障害とかが起こって、社内の中で迷惑がかかってしまうというようなことを防ぐために、それとあと、国が示しました身障者の雇用ということを促進するためにつくられたものだというふうに解釈しております。

この中では、補助金等の関係は多分、まだないのかなと思いますけれども、企業、今、●●社くらいで●●名くらい、ホームページを見ますと、雇用していると。また、千葉県内で柏は6つ目だと思いますがこれから需要が伸びてくれば、今後このような形態は増えていくのではないかと思います。

あと、当該企業については現在、年間●●億円くらいの売り上げがあるんですかね。本社が東京都中央区だったと思います。現時点では右肩上がりに成長している企業だというふうに伺っております。

以上です。

議長 坂巻委員。

坂巻委員 水耕栽培ということなんですけれども、どういった感じなんですか。

鈴木（房）委員長 水耕といっても、発泡スチロールの容器の中に、砂利ですよ、碎石を入れて、軽石というか、それを入れた、だかられき耕みたいな感じの栽培。

坂巻委員 廃液は出るということですか。

鈴木（房）委員長 うん、そうですね。

坂巻委員 ここには廃液タンクとかというのはないので、そういうことはどういうふうになっているのかなと思ったんですけども。

議長 恐らくそんなに廃液が出るほど、蒸発しちゃうのが多いのかななんて感じするんですけども。要は、そこから野菜をこれだけとって採算をとる形じゃないから。

ほかに質問どうですか、ございませんか。

程田委員 この農園までの交通手段はどうするの。

議長 我孫子駅からは送迎バスが出るみたい。

事務局 送迎に関しては●●が全部やると思いますけれども、今、基点になっているのが我孫子というふうに聞いております。あと、当然、親もそれなりの、通勤というんですかね、に協力するために、下に駐車場をかなり設けているのかなとも思われます。

議長 ほかに質問ございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 「なし」という声がありましたので、議案第2号3番と4番、議案第3号1番を承認をいたします。

議案第2号並びに議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

（挙手）

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

それでは、審議に入ります。

1番について、調査結果の報告を鈴木房夫委員長、お願いいたします。

鈴木(房)委員長 それでは、1番についてご報告いたします。

調査会資料は22ページからになります。

本件は、逆井在住の方が生産緑地法第10条の規定に基づき生産緑地を柏市へ買い取り申し出するための、農業の主たる従事者についての証明の申請であります。

申請地は、逆井の畑3筆3, 592㎡です。

申し出者の農業経営の実態につきましては、2人で従事し、耕作面積は113aです。

申請理由は、農業経営に欠くことのできない申し出者の一人が、高齢及び病気により運動能力が著しく低下し、農業に従事することが不可能であると医師に診断され、当該生産緑地をこれ以上維持管理していくことが困難になったためです。

以上のとおり、現地調査並びに面接調査を実施し審査したところ、第2調査会としては承認相当と判断しました。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

調査結果の報告がございました。

1番について何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、1番を承認いたします。
議案第4号を採決いたします。
本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 それでは、次の審議に入ります。
議案第5号「農用地利用集積計画の決定について(その1～その2)」を議題といたします。
総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。
(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。
それでは、議案第5号(その1)につきましては、中台委員が農業委員会等に関する法律31条「議事参与の制限」に該当しますので、除斥を求めます。

(中台実委員退席)

議長 それでは、審議に入ります。
議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第1番から第4番は、箕輪在住の農業者が箕輪の畑4筆、五條谷の畑5筆、合計面積1万459㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は5年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ご苦労さまでした。

議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声ございましたが、よろしいですか。

それでは、承認をいたします。

議案第5号(その1)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

中台委員の除斥を解除いたします。

(中台実委員入室)

議長 次の議案第5号(その2)の審議に入ります。

議案説明を農政課に求めます。農政課。

農政課 第5番は、布施在住の農業者が新利根の畑1筆、面積2,900㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第6番は、藤ヶ谷新田在住の農業者が藤ヶ谷新田の畑1筆、面積2,935㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第7番は、藤ヶ谷在住の農業者が藤ヶ谷の畑2筆、合計面積1,214㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第8番は、布瀬在住の農業者が布瀬の畑1筆、面積3,057㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第9番は、高柳在住の農業者が高柳の田1筆、面積1,016㎡に継続して賃借権を設定するもので、設定期間は10年です。

第10番は、大井在住の農業者が、大井の田3筆、合計面積6,850㎡に新規で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

第11番は、染井入新田に所在する農地所有適格法人が、泉の田3筆、合計面積3,439㎡に新規及び継続で賃借権を設定するもので、設定期間は6年です。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 議案の説明がございました。

何か質問ございませんか。

程田委員 確認したいんですけども、8番、賃借料●万円、これは間違いありませんか。

議長 農政課。

農政課 こちらは、●●㎡で●万円として問題ないです。間違いありません。

議長 ほかに質問ございませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 「なし」という声があったので、承認をいたします。

議案第5号(その2)を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案に入ります。

議案第6号「新農業委員・農地利用最適化推進委員の定数及び報酬について」を議題といたします。

総括説明を事務局に求めます。高橋事務局長。

(議長の指名で高橋事務局長が総括説明)

議長 ご苦労さまでした。

続きまして、議案第6号について説明を事務局に求めます。事務局。

(事務局及び農政課説明)

議長 ご苦労さまでした。

ただいまの事務局の説明について、何かご質問ございますか。

岡田委員。

岡田委員 二、三聞きたいんですが、農業委員の地区割りの人数割り、下に米印で書いてあるんですけども、案みたいなのはあるんですか。それと、推薦というのはどこがというか、誰が推薦するかを教えてくださいませんか。

議長 事務局。

事務局 農業委員の地区割りについては、資料にもございますとおり地域バランスを考慮する必要があると思いますが、国の示し方が、農業委員を何人選ぶかという形での表現でしかございませんでしたので、このような表現になりました。

大体のところは、農業委員さんは地区について、おおよそですけども、これでいきますと2人ずつくらいになるのかなと、または3人とか、そのような形になってくると思います。

推薦は、農協であったり、個人であったり、土地改良であったり、団体といわれるものなると思います。

岡田委員 誰が推薦するのですか。

議長 自薦，他薦は問わないということ。

事務局 問わないということです。

議長 事務局。

事務局 今回の農業委員と推進委員については，応募の方法が3つございます。まずは自分で応募する，それから個人からの推薦，それから今，局長が申し上げたような団体，法人からの推薦，この3つの方法がございます。

以上です。

議長 それで，自薦，他薦という，今までと違った，大勢がそういうあれで候補が上がってくると思うのね。それを人選を選択するのはどういう……

事務局 例えば，地区ごとに，先ほどちょっと二，三名というふうに申しあげましたけれども，地区でかなり多くなってくるとした場合に，地区自体の委員の数を決めていませんけれども，16人以上，例えば倍の32人来た場合，その農業者の，女性であるとか50歳未満であるとか，農業を長年やっぺらっしやるとか，そのような形で，あるフィルターをつくりまして，その中を通しながら行くというふうに考えております。その組織については，現時点で考えているのは，役所の職員等を委員として考えております。

以上です。

議長 もう一点は，認定農業者がという条件もあるわけでしょう。

事務局 今回，16名という農業委員さんの数になりますと，この農業委員さんの16人のうちの9名が認定農業者という形になります。

以上です。

議長 岡田さん，よろしいですか。

岡田委員 もう一つ。推薦の組織ということで、例えば土地改良区とか農協推薦とかという案は持っているんですか。

議長 事務局。

事務局 案というのはございませんで、先ほどご説明あったように、農業委員さんが定数16名と決定し、募集しますよと。で、募集の方法については自薦、それから他薦の場合には個人からの推薦と団体からの推薦がありますよという形で募集のほうをさせていただきます。そのときに、例えば農協さんがこういう方を推薦しますとか、あるいは個人でこういう方を推薦したいとかという形で応募がある、その後選考をさせていただくという形です。

以上です。

岡田委員 僕は農業委員に立候補します、僕は推進委員に立候補しますというふうな公募の仕方なんですか。

議長 事務局。

事務局 そうです。農業委員と推進委員はどちらにも応募することはできます。同時にどちらでも。例えば、農業委員だけに応募しますということもできますし、推進委員だけに応募しますということもできますが、両方応募することもできます。

以上です。

金子委員 推進委員になった場合には、農業委員会には出られないの。

事務局 今考えているのは、先ほど申し上げたように、農業委員さんも推進委員さんも連携して両輪でやっていただきたいという形で考えておりますので、総会のほうには出ていただく。ただ、推進委員さんは議決権はございませんので、意見は発言はできますけれども、先ほどの採決ですね、採決にはかかわれないという形になります。

以上です。

議長 事務局。

事務局 それについてなんですけれども、採決の関係は先ほど申し上げたとおりなんですけれども、今行っている調査会というものがあると思うんですけれども、それについても推進委員さんに出ていただいて、おのおの調べていただかないとわからないことがいっぱいあると思うんですけれども、その中でも当然のことに、質問等ですね、いつもと同じような形で行っていただくような取り扱いにしたいと思っております。ただし、総会については、農業委員会の総会の関係は国の法令等で決まっておりますので、意見はできますが議決権はないという形になると思います。

議長 金子さん、よろしいですか。

金子委員 はい。

議長 ほかに質問ございませんか。

染谷委員。

染谷委員 先ほど、団体から推薦ということなんですけれども、その団体というのは複数を推薦することはできるんですか。

議長 事務局。

事務局 できます。

議長 柏が一番遅いので、各市町村のを見てやっていると思うので、最初、固定するまでは事務局も大変だと思いますよね。

議長 浜島委員。

浜島委員 農協関係で、本店、支店、その推薦というのは関係あるんですか。

事務局 それについては関係ないと思います。ただ、通常で言えば、本店の決めていることを支店に伝えているというふうに私は認識していたんですけれども、それは違うんでしょうか。

議長 広域合併だから、本店だといったって、野田もあたりなんだからするわけですよ。それは柏市の問題ですよということになっちゃうので、それだと各支店ごと、そういう形になっていくのなかと思いますね。

議長 支店ごとにそれは対応しろという形になると。

ほかに質問ございませんか。

農政課さんもたくさんおいでいただいたので、何かアドバイスがありましたら。

農政課 アドバイスというよりも、今回、制度が変わることによりまして、選挙制度から、市長が任命をさせていただいて議会の承認を得るといような形で農業委員をしていただくという形になりますので、私ども、多分、農政課のほうが農業委員の皆様の選任については事務局という形になると思います。ただ、活動を熟知されている農業委員会事務局と一緒にあって、この制度変更に向けて務めてまいりますので、どうぞ皆様のご理解とご協力を得られればというふうにお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長 本来はそうですね、総括するのは経済部農政課ですから。

ほかに質問ございませんか。

事務局 先ほどちょっと申し上げなかったんですけれども、農業委員さんと推進委員さんは両方応募することはできます。ただ、なれるの

はどちらか一つというふうになっておりますので，併願は十分できますので，一応，その点だけお話し申し上げます。

以上です。

議長 成嶋委員。

成嶋委員 幾つもの団体で，例えば自分の名前で売り込んじゃってもいいんですか。

事務局 通常で言えば，ノミネートですから，1団体でノミネートすれば，もうその方は推薦されている形になるわけです。それが個人でやって，違う団体でやってといっても，1人は1人ですから，同じことですので。

議長 ほかに質問ございませんか。染谷委員。

染谷委員 今，推薦団体ということが出たんですけれども，今数えられる団体というのは幾つあるんですか。

事務局 農業団体でいうと7つくらいじゃないでしょうか。

議長 あと，町会だって何でもあるんだよ。

事務局 推薦されるのは1人ですから，その推薦された方がどのような形で選ばれるかということですから，そのところはちょっとお間違いないように。

議長 総裁選みたいは，推薦人数を10人とか集めればなれるんじゃないから，1人で……

ほかに質問ございませんか。

今後の検討委員会というか，スケジュールというのは，もうこれで終わりですか。

事務局 はい。本日ここの議案で可決決定されれば、今後、市側の動きと農業委員会側の動きが一緒になりますので、今度は議会の議案上程に向けて真っすぐ行く形しかないのです、そのような形で考えております。

議長 あと、市のほうには、これを踏まえて経済部農政課さんと農業委員会事務局が話し合っ、推薦はこうしようとか、こうだとかというのは、それは考慮はされることは可能なの。

事務局 はい。

農政課 こちらのほうで、もちろんこれから協議していきますが、今おっしゃったようなところを、選考委員会を立ち上げる際に、本日いただいた意見等を十分、要綱の中に反映させていただきたいと思っております。

議長 いろいろ事務局並びに経済部のほうからの説明があったんですけども、委員の皆さん、よろしいですか。

鈴木（房）委員 農業委員の構成はどうなるんですか、女性とか認定員とかといいますよね、大体割合は考えてあるんですか。

事務局 今、国が求めているのは50歳未満の若い農業者、30%以上の女性の農業者、そんなものですかね、それが確定的という表現はございます。その後は、その構成関係については示されてはおりません。

議長 浜島さん。

浜島委員 この近隣で、今施行されているところで、均衡とかは実際どうなのかわかりますか。要するに、始まっているところが、今までみたいに均衡に保っているのか、あるいは偏っちゃっているとか、そういう事例はない、そこまでは。

議長 事務局。

事務局 今現在、新制度に移行されている中で、先ほど局長のほうからもご説明ありましたけれども、基本的に認定農業者が過半数を占めると、これはもう絶対的な要件です。ですので、これについてはほぼ100%、新制度に移行されているところは過半数を満たしております。ただ、例えば女性を登用するとか、あるいは50歳未満の方を入れるとか、あるいは中立者を入れるという部分については、できているところとできていないところがあるという状況です。

浜島委員 地域的にばらつきがあるとか、集中しちゃっているとか、そういうのはあるんですか。

事務局 いや、それはないですね。

議長 ほかに質問ございませんか。時間も大分迫っていますので、ないようでしたら締めますけれども、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長 「なし」という声がありましたので、第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を願います。

(挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

それでは、議案第6号が終了しましたので、農政課の方は退席されて結構です。長時間にわたりましてご苦労さまでした。

(農政課職員退席)

議長 以上をもちまして、本日の議案審議は全部終了いたしました。

次に、報告事項がございますので、一括して事務局に説明を求めます。事務局。

(議長の指名で事務局が説明)

議長 ご苦労さまでした。

いずれも報告事項でございますので、ご了解を得たいと思います。

9月の予定を申し上げます。

8月31日木曜、9月1日火曜が調査会で、8月31日は午前9時から、9月1日は午後1時から、別館第5会議室でございます。担当は農地第3調査会です。

8日金曜が総会で、2時から別館第5会議室でございます。

慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第27回柏市農業委員会総会を閉会をいたします。

(午後3時56分閉会)